

ご利用上のポイント

- 1 往路走行→周遊走行→復路走行の順でご利用ください。
- 2 お申し込みいただいた期間内にご利用ください。
- 3 定められた対象道路・エリア内をご利用ください。

本割引プランのご利用には、本四高速の料金が別途必要です。

本割引プランはNEXCO西日本の料金のうち、「C.広島・山口東部発着エリアから四国乗り放題エリアまでの1往復と四国内の高速道路乗り放題」が対象です。C.広島・山口東部発着エリアから四国乗り放題エリアまでの途中、本州四国連絡高速道路(株)が管理する神戸淡路鳴門道・瀬戸中央道・西瀬戸道(しまなみ海道)の料金が別途必要となります。

○ 別途必要となる本四高速の料金(全線を直通された場合の片道料金)

車種	普通車		軽自動車等	
	休日	平日	休日	平日
神戸淡路鳴門道 (神戸西～鳴門)	2,620	3,280	2,110	2,660
瀬戸中央道 (早島～坂出)	1,950	2,270	1,590	1,850
西瀬戸道 (西瀬戸尾道～今治)	2,260	2,890	1,850	2,410

※JB本四高速のご利用については、ご利用区間に応じた通行料金が、本割引プランの料金とは別に必要となります。
 ※JB本四高速における料金の詳細については、[本州四国連絡高速道路 料金割引のご案内](#)(外部リンク)をご覧ください。

ポイント① 往路走行→周遊走行→復路走行の順でご利用ください。

往路のご走行

(発着エリア→乗り放題エリア)

C.広島・山口東部発着エリア内のICから高速道路に乗り、四国乗り放題エリア内のICで降りる

・1回のみ有効。発着エリアから乗り放題エリアまで途中で降りることはできませんが、本四高速の各ICでは乗り降りしていただくことができます。
 ただし、NEXCO道路との境界となる神戸西IC・早島ICでの乗り降りはできません。(本四高速の通行料金が別途必要です。)

周遊のご走行

四国乗り放題エリア内の対象ICが乗り降り自由!

復路のご走行

(乗り放題エリア→発着エリア)

四国乗り放題エリア内のICから高速道路に乗り、C.広島・山口東部発着エリア内のICで降りる

1回のみ有効。乗り放題エリアから発着エリアまで途中で降りることはできませんが、本四高速の各ICでは乗り降りしていただくことができます。
 ただし、NEXCO道路との境界となる神戸西IC・早島ICでの乗り降りはできません。(本四高速の通行料金が別途必要です。)

※通行止めにより、途中で高速道路を流出する場合があります。

※C.広島・山口東部発着エリア～四国乗り放題エリアの間は、通行のみ可能な道路となっており、本四高速区間を除き、途中で降りることができませんのでご注意ください。

ポイント② お申込みいただいた期間内にご利用ください。

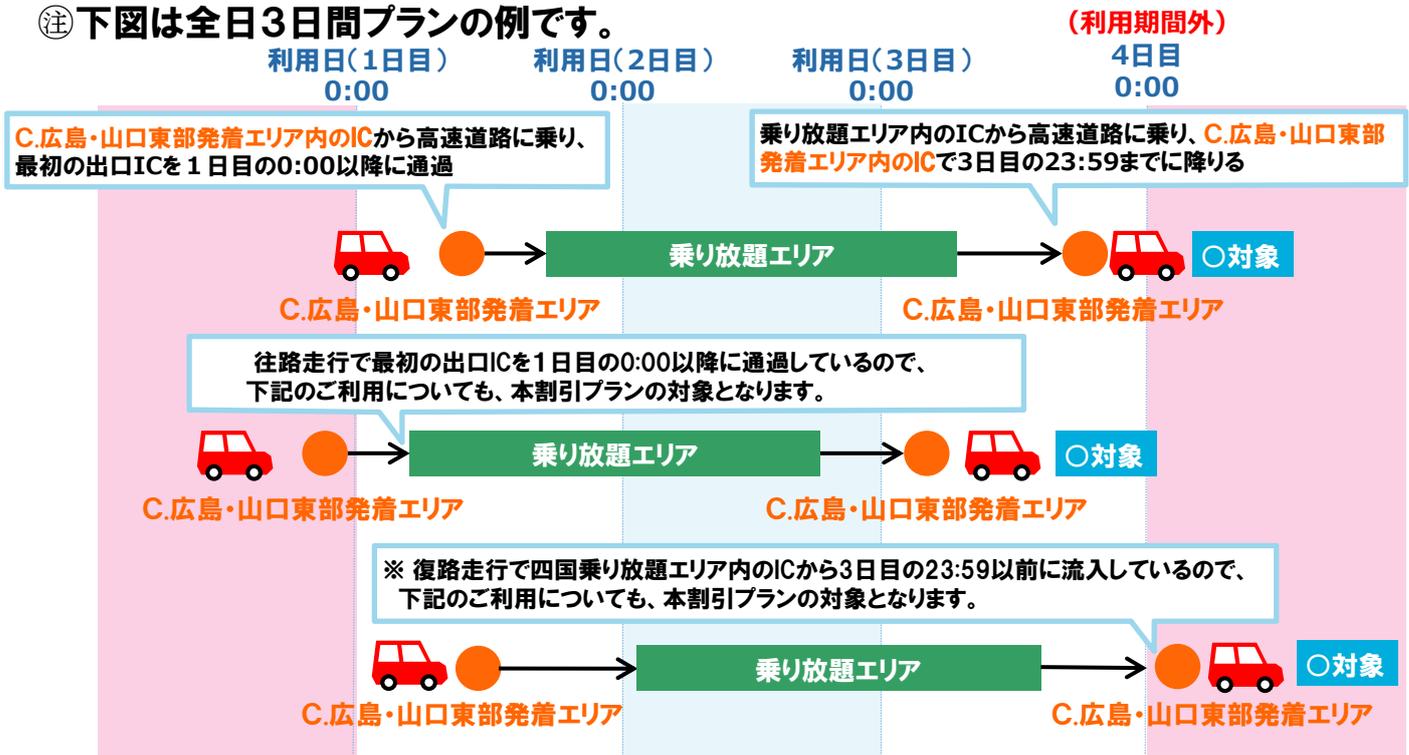
利用期間の判定は、入口または出口IC料金所(ならびに本線料金所)の通過時刻で行います。

往路・復路走行における利用期間の判定箇所は、下記のとおりです。

- 神戸淡路鳴門道・瀬戸中央道を経由、本四高速内で乗り降りしない場合・・・(往路)最初に降りる乗り放題エリア内のIC
(復路)最後に入る乗り放題エリア内のIC
- 神戸淡路鳴門道・瀬戸中央道を経由、本四高速内で乗り降りする場合・・・(往路)最初に降りる本四高速内のIC
(復路)神戸西本線料金所または早島本線料金所
- 西瀬戸道(しまなみ海道)を経由する場合・・・(往路・復路)福山西料金所または尾道料金所

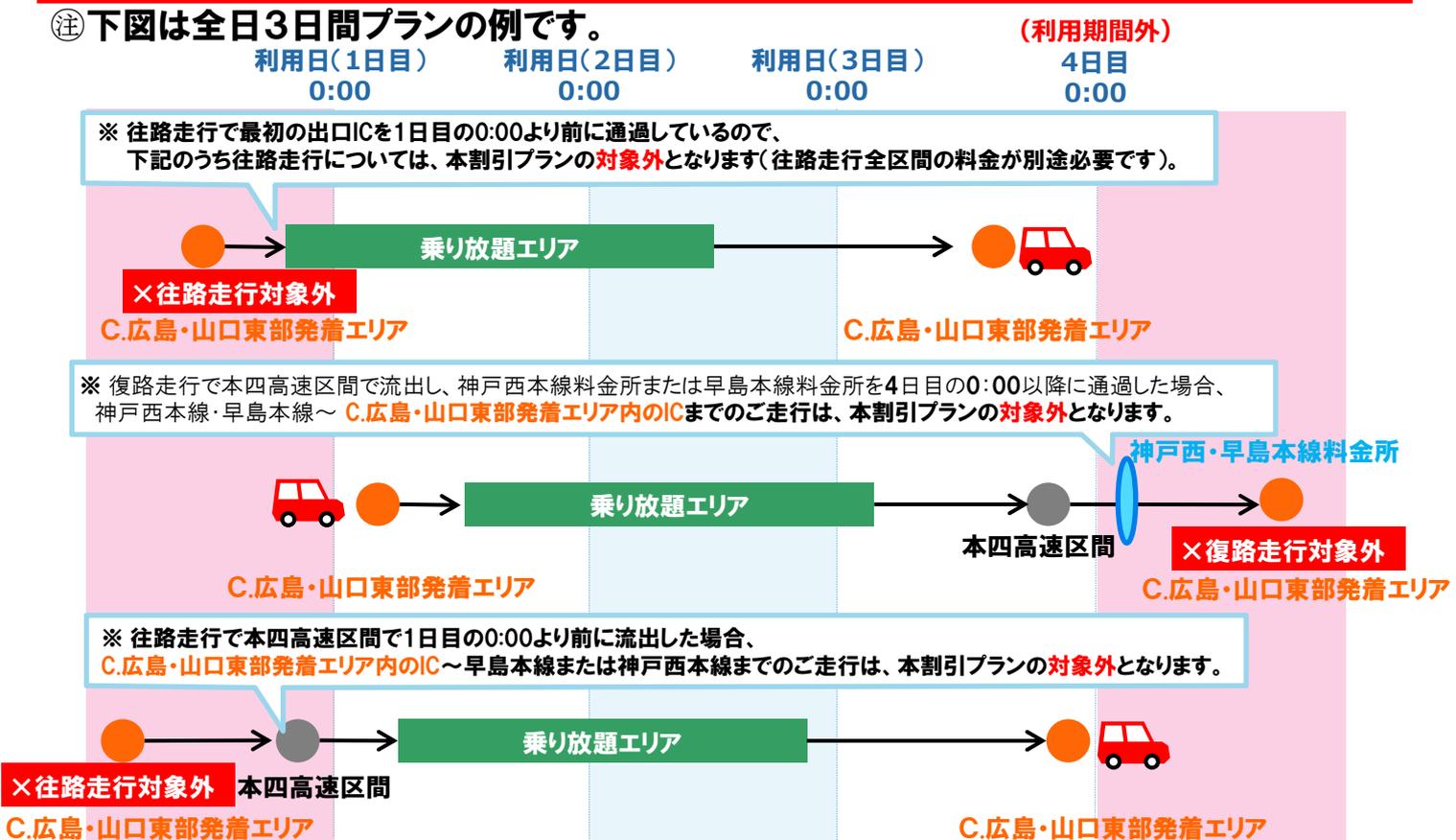
注意!

⑨ 下図は全日3日間プランの例です。



ご注意ください！ 下記の走行をされた場合、本割引プランの対象外となり、別途料金のお支払いが必要となります。

⑩ 下図は全日3日間プランの例です。



ポイント③

定められた対象道路・エリア内をご利用ください。

【ご走行上の注意！】

発着エリアの**対象外IC**から走行される場合は、往路・復路とも対象ICで**乗り直し**が必要です。

C.広島・山口東部発着エリア



JB本四高速(神戸淡路鳴門道・瀬戸中央道・しまなみ海道)区間は、本割引プランの対象外となり、別途料金が必要となります。往路・復路でご走行いただくJB本四高速のルートに指定はありません。(3つのいずれのルートでもご利用いただけます。)

※本州・四国間で西瀬戸道(しまなみ海道)をご利用の際は、福山西ICもしくは尾道ICと西瀬戸尾道ICもしくは向島ICを経由してご利用ください。

別料金

西瀬戸道
(西瀬戸尾道～今治)



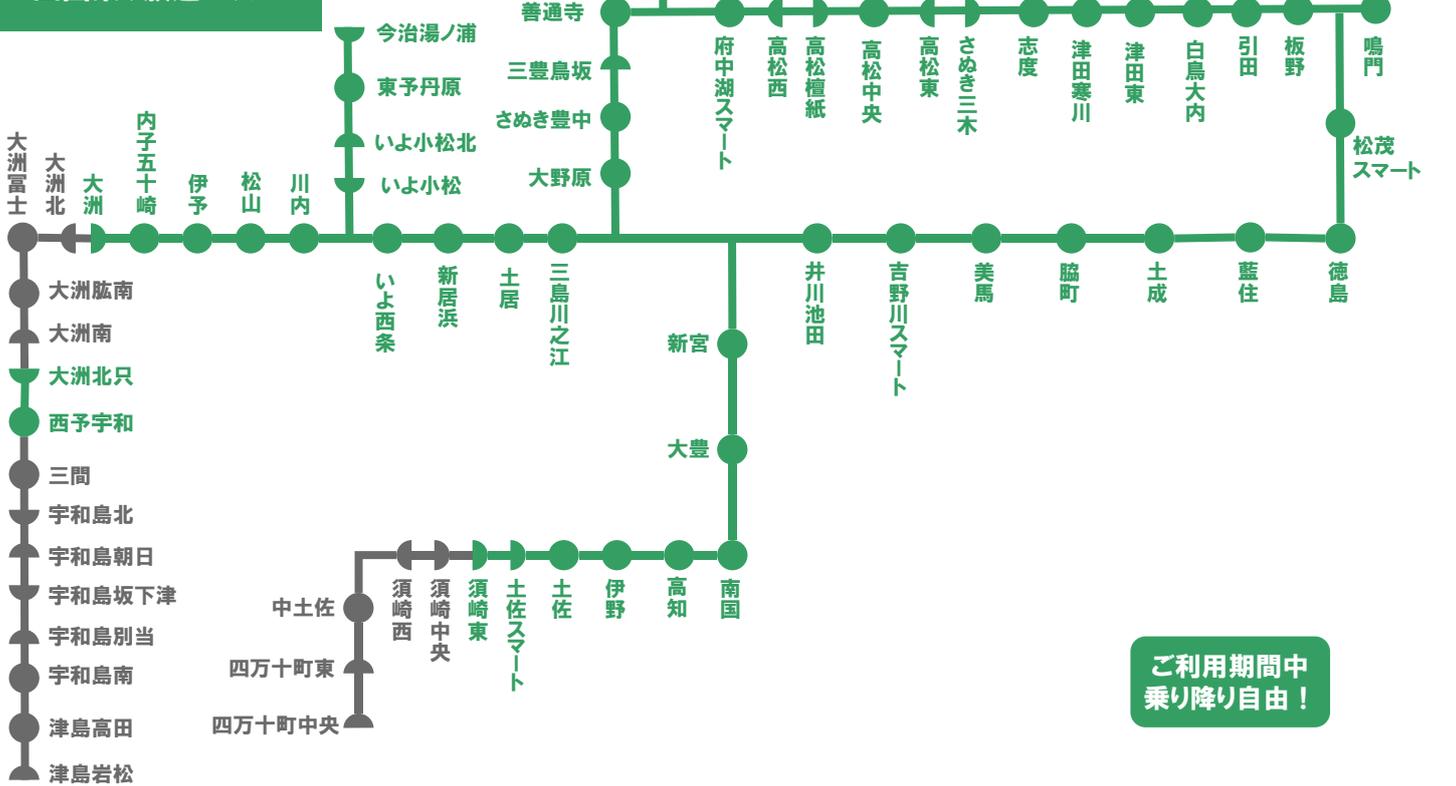
別料金

瀬戸中央道
(早島～坂出)

別料金

神戸淡路鳴門道
(神戸西～鳴門)

四国乗り放題エリア



ご利用期間中
乗り降り自由!

JB本四高速(神戸淡路鳴門道・瀬戸中央道・しまなみ海道)は、いずれのルートでもご利用いただけます。(JB本四高速の通行料金は別途必要です。)

本州～四国を結ぶ3つの橋のうち、どのルートでも通ることができるんだ(※)

例えばこんな利用方法もあるよ。

『往路は、瀬戸中央道経由で四国へ。

復路は、しまなみ海道経由で発着エリアへ！』

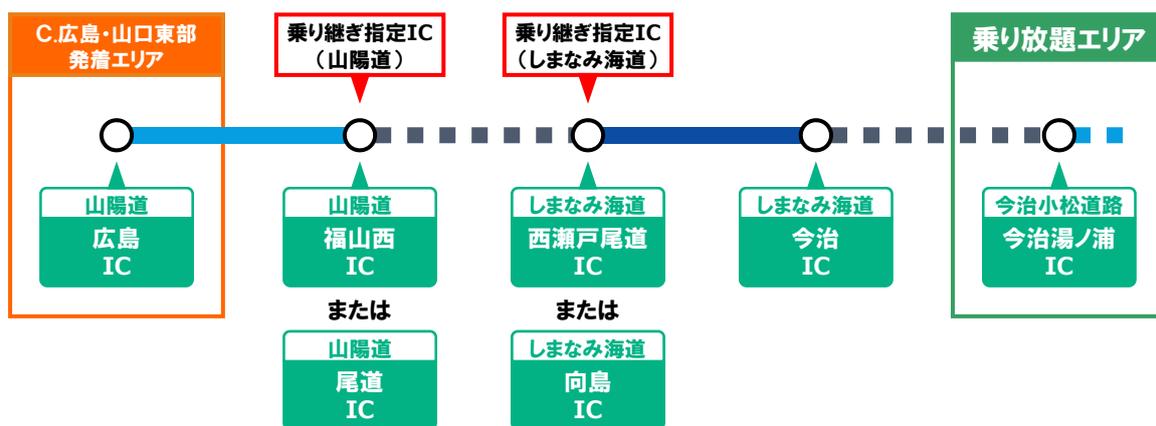
(※)ただし、神戸淡路鳴門道・瀬戸中央道・西瀬戸道(しまなみ海道)は、本プラン料金とは別に、走行した区間に応じて別途料金が必要だよ。



西瀬戸自動車道(しまなみ海道)を經由してご利用のお客さまへ

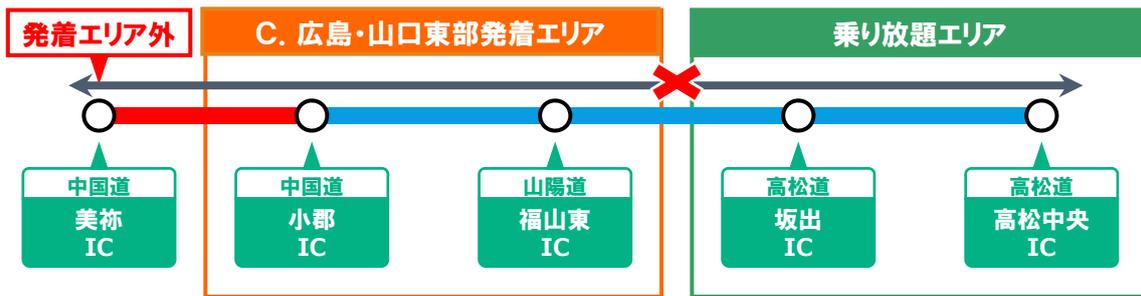
往路走行・復路走行において、西瀬戸自動車道(しまなみ海道)を經由されるお客さまは、山陽自動車道の福山西ICもしくは尾道ICと西瀬戸自動車道(しまなみ海道)の西瀬戸尾道ICもしくは向島ICを經由して乗り継いでください(下図のとおり)。

○西瀬戸自動車道(しまなみ海道)を經由する場合のご走行例



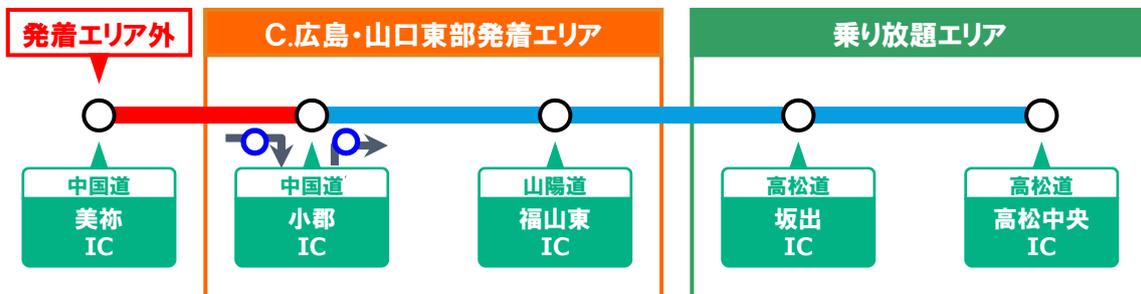
ご注意ください！ 下記の走行をされた場合、本割引プランの対象外となり、別途料金のお支払いが必要となります。

①C.広島・山口東部発着エリアを超えて走行された場合



往路走行は「C.広島・山口東部発着エリア内のICで高速道路に乗り、乗り放題エリア内のICで高速道路を降りる」こと、復路走行は「乗り放題エリア内のICで高速道路に乗り、C.広島・山口東部発着エリア内のICで高速道路を降りる」ことが条件です。上記の場合、美祢ICはC.広島・山口東部発着エリアに指定されていないので、美祢IC～高松中央ICの全区間の料金を別途いただきます。

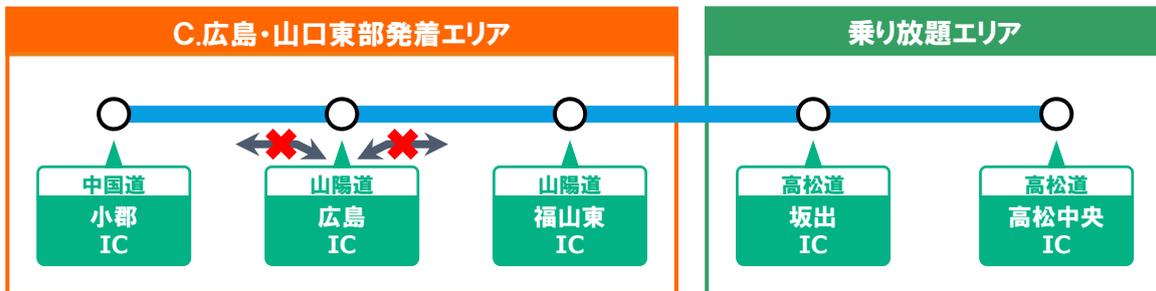
上記①のご走行(C.広島・山口東部発着エリア外のICからご利用)をされるお客さまの場合



上記①の場合、小郡ICで一旦、高速道路を降り、小郡ICから乗り直すことで、本割引プランの対象となります。なお、美祢IC～小郡ICのご走行分の料金を別途いただきます。

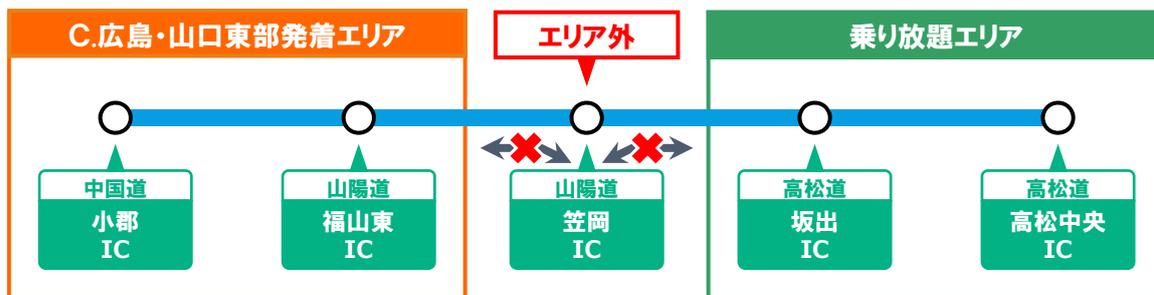
発着エリアの**対象外IC**から走行される場合は、往路・復路とも対象ICで**乗り直し**が必要です。

②C.広島・山口東部発着エリア内で一旦、高速道路を降りた場合



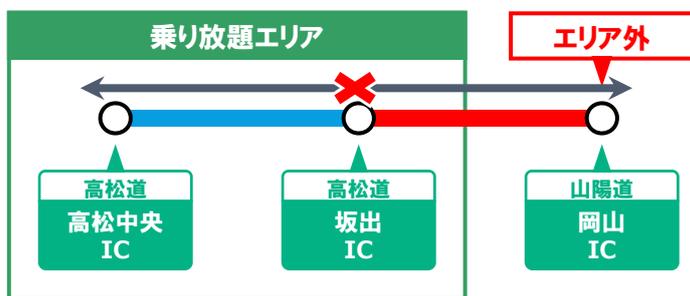
往路走行は「C.広島・山口東部発着エリア内のICで高速道路に乗り、乗り放題エリア内のICで高速道路を降りる」こと、復路走行は「乗り放題エリア内のICで高速道路に乗り、C.広島・山口東部発着エリア内のICで高速道路を降りる」ことが条件です。上記の場合、C.広島・山口東部発着エリア内の広島ICで一旦、高速道路を降りているので、小郡IC～広島ICの走行分の料金を別途いただきます。

③C.広島・山口東部発着エリアと乗り放題エリアの間で高速道路を降りた場合(本四高速の区間を除く)



往路走行は「C.広島・山口東部発着エリア内のICで高速道路に乗り、乗り放題エリア内のICで高速道路を降りる」こと、復路走行は「乗り放題エリア内のICで高速道路に乗り、C.広島・山口東部発着エリア内のICで高速道路を降りる」ことが条件です。上記の場合、笠岡ICはC.広島・山口東部発着エリア・乗り放題エリアともに指定されていないので、小郡IC～笠岡ICと笠岡IC～高松中央ICの全区間の料金を別途いただきます。

④乗り放題エリアを超えて走行された場合(周遊走行の途中で四国から出られた場合)



周遊走行は「乗り放題エリア内のICで高速道路に乗り、乗り放題エリア内のICで高速道路を降りる」ことが条件です。上記の場合、岡山ICは乗り放題エリアに指定されていないので、高松中央IC～岡山ICの全区間の料金を別途いただきます。

ご注意ください！ カーナビゲーションシステムは割引対象外の道路を案内する場合があります

カーナビゲーションシステムをご利用の場合、本割引プランの対象とならないルートが案内される場合があります。
お出かけ前には必ず、本割引プランの対象となる道路・区間を確認の上、対象となる道路・区間をご利用ください。